

# はて？ 裁判所はどこを向いているのか

## 人権と平和に背を向ける司法

### 〈第54回司法制度研究会から〉

◆特集にあたって

日民協は、二〇二四年一月三〇日、自由法曹団、青年法律家協会、弁護士学者合同部会との共催、全司法労働組合の協賛で、第五四回司法制度研究会(司研集会)を開催した。



▲全国町村会館を拠点に全国から参加者が集った。

「はて？ 裁判所はどこを向いているのか——人権と平和に背を向ける司法」というタイトルは、日民協の司法問題PTの中での討議の中から提起されたテーマである。司法には、権力の濫用や暴走を防ぎ、日本で生活する市民の権利と自由を保障する筈となることが期待されている。そのためには司法が行政や国会から独立して機能することが不可欠である。しかし、司法の現状を見るに、被害者の被害回復や少数者の権利擁護のための機関となりにていないばかりか、むしろ行政との癒着が

進み、民主主義、立憲主義をも破壊する動きに加担しているように見える。

こうした司法に対して、多くの市民は、大きな疑問を持っているに

違いない。その思いを、NHK連続ドラマ「虎に翼」の主人公の口癖ではないが、「はて？」というタイトル冒頭の言葉に込めている。本集会では、これまでの日民協での「司法改革」の議論を振り返るとともに、司法の独立について民主主義・立憲主義の観点から、広渡清吾氏に基調講演していただいた。その講演の中では、司法の独立を回復させるための課題の中でも、最高裁判事人事を透明化しそこに市民参加を位置づけること、また最高裁判務総局による裁判官統制・支配システムを抜本的に改革することなどが強調された。その上で、司法の独立を求める運動を全国の市民に広げる必要性が説かれ、政権交代運動としての「市民連合」(安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合)との連携へ言及がなされたのは、「市民連合」の共同代表を務める広渡氏だからこそその視点だと言える。

また、「各事件から見える裁判所の問題点」とのテーマで、全国各地の裁判所で取り組まれている代表的な訴訟のうち、四つの事件を取り上げ、たたかいの意義とその中で見える司法の現状と課題について報告を受けた。原発訴訟については大飯原発差止を命じた樋口英明氏から、辺野古訴訟については行政法学者として意見を述べ判決を批判し続けてきた専修大学名誉教授の白藤博行氏から、生活保護基準引下げ訴訟については全国の運動をリードし大阪弁護士副団長を務める弁

護士の小久保哲郎氏から、最後に安保法制違憲訴訟については同訴訟の「女の会」事務局を務める弁護士の本志都氏から報告がなされた。本集会には、会場、オンライン合計で約一〇〇名が参加した。基調報告と各事件報告の後、報告者同士の討議、参加者との討議も活発に行われた。こうした対話に触れることで集会テーマの理解が進むと考え、発言の概略も掲載しているので、併せてお読みいただくと幸いです。

一昨年の司研集会でも司法をめぐる「病理」の分析を行ったが、今回は、その病理をいっそう説明するとともに、その「処方箋」づくり

も課題とした。司法をめぐる課題は数多くあるが、その中で、日民協の中の活動・討議の蓄積、また市民の問題関心の高さなどを踏まえ、最高裁の人事の「入口」と「出口」について、すなわち、最高裁判事任命の透明化・民主化と国民審査の実効化について、「提言」を発表したいよいよ司法の独立をめぐる運動は、市民との共闘、実践へとフェーズを移すことになる。日民協をはじめとする法律家団体は、この提言を踏まえて「行動する法律家団体」へと飛躍することが期待されている。

(日本民主法律家協会事務局長 大山勇一)

◆第54回司法制度研究集会(二〇二四年一月三〇日 於 東京・永田町+オンライン)

## 開会のあいさつ

新屋達之  
福岡大学教授・  
日民協司法制度委員会委員長



日民協の司法制度委員会の、名ばかりの委員長をやっております新屋と申します。言うまでもないことですが、日民協はこれまでもいろいろ司法問題についてコミットしてきました。一貫して司法制度研究会を毎年、一月ぐらいに立ち上げてきました。今回も、「はて? 裁判所はどこを向いているのか」ということをテーマに、四人の報告者を中心に問題を提起していきます。

これまでも、この集会ではいろいろと各事

件の問題点、あるいはそれから演繹される司法制度の問題点について取り上げてきましたけれども、その中で、やはり最高裁のあり方、裁判官人事のあり方といったものがいろいろ問題点として明らかになってきているところかと思えます。

ただ、やはりそれに対してそろそろ問題を総括して、そしてさらに具体的にどう改革していくべきか考えていく時期にも来ているだろうということ、今回、特に四名の先生方

には訴訟の個別的な問題というよりも、そこから現れる司法制度の問題点について取り上げていただいて、また、それをきっかけに議論をしていきます。

それから今日、基調講演に、さつき言ったように広渡先生にも立憲主義、民主主義と裁判所のあり方ということで、かなり大きなレベルで問題を提起していただくことになりました。一応、二〇〇一年に司法制度改革委員会の司法改革というものはありましたけれども、その評価は別として、あれで裁判所がどこまで変わったのかというと、やはり変わっていない面の方が多々あったのではないかと。しかしやはり改めて司法制度の改革というものは下から提起されるべき問題であろうとも思います。そういうことを共有しながら、今日は長丁場になりますけれどもお付き合いいただければ幸いです。